

第4号議案

PTA 規約改正案

(改正部分のみ)

現行 (下線太字が変更箇所)	改正案 (下線太字が追加箇所)
<p>第8条 (学級委員)</p> <p>(2) <u>各学年</u>の学級委員から、委員長<u>及び副委員長各</u>1名を置く。</p> <p>(3) 委員長<u>及び副委員長</u>の選出は、<u>各学年</u>の学級委員の互選による。</p>	<p>第8条 (学級委員)</p> <p>(2) <u>3年生のみ</u>、学級委員から委員長1名を置く。</p> <p>(3) 委員長の選出は、<u>3年</u>の学級委員の互選による。</p>
<p>第11条 (実行委員会)</p> <p>(1) 実行委員会は、役員、<u>各学年</u>の学級委員長<u>及び副委員長</u>、各専門委員会の委員長<u>及び副委員長</u>、校長及び教頭で構成する。</p>	<p>第11条 (実行委員会)</p> <p>(1) 実行委員会は、役員、<u>3年</u>の学級委員長、各専門委員会の委員長、校長及び教頭で構成する。</p>
<p>第12条 (専門委員会)</p> <p>(7) 各専門委員の中から、委員長<u>及び副委員長各</u>1名を各専門委員の互選により選出する。</p>	<p>第12条 (専門委員会)</p> <p>(7) 各専門委員の中から、委員長1名を各専門委員の互選により選出する。</p>
<p>付則 この規約は、平成15年6月21日より実施する。</p> <p>平成17年5月 一部改正 令和2年9月 一部改正</p>	<p>付則 この規約は、平成15年6月21日より実施する。</p> <p>平成17年5月 一部改正 令和2年9月 一部改正 <u>令和5年5月 一部改正</u></p>